

利家が鳳至郡中居の眞清田三右衛門を召喚するの意を傳へしむ。

【中居三右衛門傳書】 鳳至郡 一八一八

尙以急三右衛門尉罷上候様ニ可被仰付候。□□□□其方より書狀を被相副可被上之由御意候條、其通尤存候。

尙以大事之儀候條、使者を御副奉待候。以上、

態申入候。仍中む村兩人之籠者之儀ニ付而、度々預御狀候。則其通御きげんをはからひ申上候處、大方御口もや？

らぎ申候。就其三右衛門尉可罷上之旨御意候間、從其方使者を被相副、早々罷上候様ニ可被仰付候。爲其如此申遣候。延引候てはいかゞ候條、急度罷上候様可被仰候。恐々謹言。

(天正十一年カ) 七月十三日

宗 秀 在判

(上書)

片山内膳

三〇藤兵衛殿

宗 秀

御宿所

(片山宗秀は後に延高といへるなるべし。)

七月廿五日。上杉景勝、飯田與三右衛門に、その珠洲郡の所領に代へて越後新堀の地を附與す。

【上杉年譜】 一八一九

三箇年無足而軍役相勤、神妙候。因茲三條料之内新堀之地出置候。彌可勵軍功者也。仍如件。

(朱印) 天正十一年 七月廿五日

飯田與三殿

(飯田與三右衛門は天正八年三月十五日の頃は尙珠洲郡に在りしなり。同日の條參照。然らば之を失ひしは九年菅屋長頼等が能登に下りし後なるべし。)

八月二日。奥村家福、羽咋郡宿村西照寺の鎮守鳥毛社に制札を與ふ。

【西照寺文書】 羽咋郡

一八二〇

禁制

鳥毛社

一、當社於山林、侍凡下共猥ニ竹木伐採事。

一、社領地内之浪人無宿之族立入候事。

一、於社内假初茂狼藉之事。

附、理不盡之催促之事。

右條々、堅令停止處、若違犯之輩於有之者、速可遂成敗者也。

天正十一年八月二日 奥村家福 在判

(奥村家福は後の永福なり。)

八月十五日。前田利家、奥野彌一郎に、石川郡内七百俵の地を扶持す。

【北徴遺文】 一八二一

石川郡之内を以、七百俵令扶助畢。全可知行者也。仍如件。

天正十一

八月十五日

(前田) 利 家 在印

奥野彌一郎殿

八月十五日。前田利家、奥野彌一郎に、河北郡

天正十一年

の内百俵の地を加増扶持す。

【北徴遺文】 一八二三

河北郡之内を以、百俵爲加増令扶助畢。全可知行者也。仍如件。

天正十一 八月十五日

(前田) 利 家 在印

奥野彌一郎殿

八月十七日。前田利家、種村三郎四郎に、石川郡所々の知行所付を與ふ。

【拾遺温故雜帖】 一八二三

石川郡所々村付 但山林竹木除之

一、九拾町九段小四拾五步 専光寺村

此米貳千七百貳拾八俵壹斗壹升貳合五勺

一、五拾九町參段小 古保村

此米千七百八拾俵

一、六拾參町八段七拾四步 增富村

此米千九百拾四俵壹斗八升五合

七五七